

■ 意 見 書 ■

地方財政の充実・強化を求める意見書

国においては、大規模な「危機管理投資」や「成長投資」を実現し、日本経済のパイを大きくするとともに、物価上昇に負けない賃金上昇を実現するとし、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切るべく「責任ある積極財政」を推し進めるとされている。

また、国は、「責任ある積極財政」の観点から、税制を含む財政支出がマクロ経済に影響を与えることによる将来の増減収効果を織り込む分析（ダイナミックスコアリング）を導入することや公共事業評価手法の一つである社会的割引率の見直しを検討することとしている。

地方公共団体は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に直面している。

このような中、令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度から令和9年度までの3年間、一般財源の総額について、令和6年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、増大する行政需要に対応し、国と一体となって物価高を乗り越え、人口減少対策などの課題に取り組むためには、今後はより積極的な財源確保が不可欠である。

よって、国におかれては、令和9年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、人件費の増加、官公需の価格転嫁、地方創生・人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、国土強靱化、インフラ老朽化対策、デジタル化の推進、離島・過疎地を含む地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の増額確保・充実を図ること。
- 2 子育て施策の充実、地域医療の確保、介護、生活困窮者自立支援など、社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫することがないように、地方単独事業分も含めた、十分な拡充を図ること。
- 3 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講ずること。
- 4 地方創生の実現に向け、「地域未来交付金」及び地方交付税における「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 5 地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保するとともに、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
- 6 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

殿

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 地方創生）

持続可能な離島航路の維持・確保に関する意見書

離島航路は、住民の日常生活の維持に必要不可欠であるとともに産業活動を支え産業振興に大きく寄与してきている。しかし、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費の高騰等により、その経営環境は極めて厳しく航路の維持・存続が困難な状況にある。

鹿児島～屋久島航路を運航する「フェリー屋久島2」は、建造から33年を経過しているなど、離島航路の多くの船舶は、老朽化が進んでいるが、国庫補助航路以外の船舶更新は、事業者が単独で行い、公的支援は行われないことに加え、資材費や人件費上昇等に伴い船価が高騰しているため、経営状況が厳しい事業者は、更新が進んでいない。

このような状況の中、「フェリー屋久島2」が令和6年度の長期運休に引き続き、令和8年4月、5月と機関等の故障、また、「フェリーあまみ」も5月の航行中にエンジンが停止し、未だ復旧の見通しが立たず、減便での運航を続けている。このため、安定的な航行ができず、島民生活等の暮らしや、観光・ビジネス等の産業活動に支障が生じたところである。官民ともに、船舶の老朽化に対応することは、喫緊の課題となっている。

県としては、これまでも、関係団体と一体となって、島民が安心、安定した暮らしを送れるよう、取り組んでいるところであるが、離島航路の維持・確保を持続可能にするためには、国による全面的な財政支援及び抜本的な制度見直しが不可欠である。

高市首相においては、「47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。これが高市内閣の目指す日本の姿です。」と述べられている。

よって、国においては、以下の措置について、早急かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望する。

記

- 1 離島航路における船舶更新に対する国の支援対象として、「唯一の航路」の補助要件を撤廃すること。
- 2 安定的な運航の継続性が損なわれる見込みがある場合、国庫補助金の補助率を引き上げるとともに、黒字航路も対象とすること。
- 3 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度における離島航路就航船の適用利率を引き下げること。
- 4 船舶更新に対する地方自治体の財政負担に対し、更なる地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣
国土交通大臣

教育環境の整備充実を求める意見書

次代を担う子ども達の健やかな成長は、わたし達大人の共通の願いである。児童生徒ひとりひとりの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を行い、全国どこに住んでいても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければならない。

近年、教育に対するニーズが多様化・複雑化するとともに、いじめや不登校といった問題が深刻化するなど、解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒にしっかりと向き合える体制を整備することが重要である。

しかしながら、その取組を担う教職員においては、令和４年度教員勤務実態調査によると、長時間労働は一定程度改善がみられるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになっている。

令和８年４月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校３５人学級の完成を踏まえ、中学校の学級編制標準を３５人に段階的に引き下げることとなったところであるが、子どもたちの豊かな学びの保障や、教職員の働き方改革実現のため、高等学校における３５人学級の早期実現や、更なる学級編制標準の引き下げ等、教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成１８年度から国庫負担率が２分の１から３分の１へ引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫していることや、各自治体の財政事情により、地域にとって教育格差が生じることは大きな問題である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次年度予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- １ 高等学校における３５人学級を早急に実施すること。また、義務教育段階において、更なる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- ２ 教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的に、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員の定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- ３ 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年７月８日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文部科学大臣
殿

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書

悠仁親王殿下には、令和7年9月、秋篠宮皇嗣殿下以来40年ぶりとなる男性皇族として成年式をお済ませになられた。9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀にたえないところである。

悠仁親王殿下は、皇位継承順位第2位であり、やがて皇位をご継承になられることになる。しかしながら現状の皇室制度のままでは、将来的に殿下をお支えし、皇室の役割を担う皇族が不足する事態も懸念せざるを得ない。

政府から国会に、皇位の安定的継承に関する法整備の要請が行われてから、すでに4年が経過している。皇族数の確保、ひいては皇室の伝統である男系による皇位継承の維持は、我が国の根幹にかかわる重大事である。

よって、国においては、将来にわたり皇位継承の安定と皇族数の確保が図られるよう、立法府の総意に基づき、国会における議論を慎重かつ早急に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長 殿
内閣総理大臣
内閣官房長官